

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月1日
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	Trils Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東郷 薫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 圭紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 圭紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月28日開催の当社第29回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案>

第1号議案 資本金の額の減少の件

欠損填補および今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第11項の規定に基づき、資本金の額5,000,000,000円のうち4,900,000,000円を2024年5月20日（予定）を効力発生日として減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

第2号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち794,385,986円を繰越利益剰余金に振替、欠損填補に充当するものです。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、東郷薫氏、上嶋悦男氏、松本浩司氏、土屋好子氏の4名を選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、西村利行氏、佐藤直子氏、植頭隆道氏の3名を選任するものです。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、田口泰一氏を選任するものです。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠の減額の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬枠を年間80百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とするものです。

<株主提案>

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)1名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、池田有希子氏を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
<会社提案>					
第1号議案	40,786	2,152	-	(注)2	可決 78.29
第2号議案	40,923	2,014	-	(注)1	可決 78.55
第3号議案					
東郷 薫	35,991	6,946	-		可決 69.09
上嶋 悦男	32,825	10,112	-	(注)3	可決 63.01
松本 浩司	32,847	10,090	-		可決 63.05
土屋 好子	32,854	10,083	-		可決 63.06
第4号議案					
西村 利行	32,846	10,091	-	(注)3	可決 63.05
佐藤 直子	36,058	6,879	-		可決 69.21
植頭 隆道	36,013	6,924	-		可決 69.13
第5号議案					
田口 泰一	35,928	7,009	-	(注)3	可決 68.97
第6号議案	41,208	1,729	-	(注)1	可決 79.10
<株主提案>					
第7号議案					
池田 有希子	7,872	34,959	-	(注)3	否決 15.14

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち各議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立した(株主提案議案については会社法上否決されることが明らかになった)ため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上